

## 第8回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和4年5月13日（金）10:00～12:08

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、  
牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

【オブザーバー】日本銀行

【事務局】総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、  
目副統計審査官ほか

4 議 題

- (1) 一般原則「事業所の定義」について（その3）
- (2) 細分類「調剤薬局」の分類項目名等について
- (3) 「大分類I－卸売業，小売業」について
- (4) 「大分類O－教育，学習支援業」について
- (5) 「大分類P－医療，福祉」について
- (6) 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」について
- (7) その他

5 議事概要

(1) 議題1 一般原則「事業所の定義」について（その3）

事務局から資料1に基づく一般原則の「事業所の定義」に関する修正案の説明後に質疑応答が行われ、本日提起された意見を反映させた文章に修正した上で再度検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料1の3ページの「参考」の「第2項 事業所の定義」の説明文について、まず、1行目の「…，原則としてその経済活動に次の二つの要件を備えているものをいう。」について、語感の問題ではあるが、「活動に…備えている」というのはおかしいので、「…，原則としてその経済活動が次の二つの要件を備えているものをいう。」あるいは「その経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。」と修正してはいかかがか。

それから、第5パラグラフの便宜上例外として扱う例示の説明文について、まず、(1)に「移動販売」という言葉が入ったが、文末の「本人の住居とする。」という記述の「本人の」との関係に違和感がある。(2)と(3)にも「本人の」という文言があるが、やはり違和感がある。(5)及び(6)に「事業主の住居を事務所とする。」とあり、(1)～(3)と同じことを記述していると考えるので、(1)～(3)についても「事業主の事業所とする。」としてはいかかがか。それから(2)と(3)については、両者を分けて記述する意味があるのかがよく分からない。また、(3)の文章については、「いずれの事業所にも属さない人」の「事業所」を決めるということだが、文章的に矛盾しているのではないか。さらに、4ページの(10)について、統計調査の目的によっては原則とは異なる扱いをするということなのだから「…事業所とする。」は、「…事業所とすることがある。」とする方が良い

のではないか。

← 御意見については検討させていただきたい。

- 資料1の3ページの「参考」の「第2項 事業所の定義」の第3パラグラフの2行目から3行目にかけて「…単一の経営主体によるものであれば一区画とし、複数の…」とあるが、何を一区画というのかが不明確である。一構内を一区画とすることを明確にするため、「あれば」の後に「それを」という言葉を入れて「…単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の…」としてはいかがか。

← 御指摘については検討することとしたい。

- 事業所の定義については、本日提起された意見を反映した文章を検討していただきたい。修正した案については、後日、事務局から確認してもらうこととする。

## (2) 議題2 細分類「調剤薬局」の分類項目名等について

厚生労働省から資料2に基づく細分類「6033 調剤薬局」の分類項目名に関する修正案の説明後に質疑応答が行われ、改定案は特段の意見なく了承された。

## (3) 議題3 「大分類I－卸売業，小売業」について

「大分類I－卸売業，小売業」を担当する経済産業省から資料3-1～3-3に基づく改定案の説明後に質疑応答が行われた。改定案については、データを再検証し、定義の明確化等を行った上で再検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 「食料品スーパー」を現行の「5811 各種食料品小売業」から特出しして「5811 食料品スーパー」として新たに項目を立てるということだが、そもそも何が他のものと違うのかがよく分からない。それを特出する必要性が分からない。具体的には、「セルフサービス」かどうかだけで分けるということなのか、それとも、生産技術や供給サイドからの分類基準に照らし合わせて明らかに違うから分けるということなのか分からない。  
改定案の説明では「5811 食料品スーパー」（新設）の売上げが10兆円であったが、そうすると平成28年経済センサス-活動調査の結果では「581 各種食料品小売業」の売上げは20兆円となっているので、「5811 食料品スーパー」（新設）を除いた分が10兆円あるということになる。セルフサービス方式ではない「5812 各種食料品小売業（食料品スーパーを除く）」（新設）が具体的にどのようなものをイメージできないが、それが10兆円あることには違和感がある。スーパーマーケット協会の統計調査のカバレッジは分からないが、「581 各種食料品小売業」の大半が「5811 食料品スーパー」（新設）ということになるのではないか。
- 仮に「食料品スーパー」を新規立項した場合、他にも中分類「56 各種商品小売業」や「5891 コンビニエンスストア」が既に分類項目としてあり、特に「コンビニエンスストア」については、営業時間の違い以外「食料品スーパー」とほぼ同じような定義になると思う。「食料品スーパー」の中には24時間営業しているところもあり、逆に、地方の「コンビニエンスストア」には、24時間営業ではなく、営業時間が短いところもある。営業時間を変えただけで中分類が変わるということになりかねない。  
そういう意味で、「食料品スーパー」を新規立項することについては、もう少し定義をはっきりさせ、他とはここが違うという内容を分かるようにしておく必要がある。このような部門が乱立すると、後で産業移動や格付不能が生じることが危惧される。

○ 同じ意見である。特に、技術的な観点から「食料品スーパー」を別に立てる理由があることと定義が曖昧であることについて説明してほしい。

← 業界統計のカバレッジについては、商業統計と比較すると一応50%くらいはあると考えている。また、「食料品スーパー」は、食料品の売上げが9割であると説明したが、「コンビニエンスストア」の売上高の構成を2021年のデータでみると、日配食品、加工食品などの食料品が6割、非食品が3割程度、それからサービスが7%ぐらいある。また、「コンビニエンスストア」の販売商品の構成内容の詳細についてみると、電池や文房具、洗剤、化粧品、医薬品なども扱っており、「食料品スーパー」とは違いがあると考えている。

「食料品スーパー」を特出しする必要性については、「業態」の観点からの検討ができていないので、関係者とも相談の上、もう少し定義を明確化するよう検討したい。

なお、業界（スーパーマーケット協会）では、新しく設定される「5892 各種商品小売業」に入るセルフサービス方式を採っていないものとして、①駅弁や食料品を売っている「キヨスク」のような駅の売店、②官公庁や会社などの施設内にある対面販売の売店、③「道の駅」のような直売所、④離島などにある定期船で運ばれる食料品を僻地に販売しているような個人商店の店舗を想定している。

他方、「業態」については、技術と同じで日々進歩、変化していくので、例えば、駅の「キヨスク」や施設内の売店などは、「コンビニエンスストア」に変わっているという指摘もある。そういう意味で、「業態」論として扱うには、慎重に判断する必要があると考えている。

○ 「食料品スーパー」のカバレッジが半分ということであれば、ほとんどが「食料品スーパー」の売上げとなり、「その他の各種商品小売業」として残る部分がかかなり少なくなるというのはいかかなものか。駅の売店もかなりコンビニとかになっているし、直売所でもセルフサービス方式を採用しているところも多い。「コンビニエンスストア」についても、仮に食料品の売上高が6割であったとして、定義上は「主として飲食料品を中心とした商品をセルフサービス方式で小売りする事業所」ということになっている。

また、業界の統計では食料品が9割であるとの説明がなされたが、それは全体で集計すると9割になるということであると思う。店舗別では必ずしもそうではなく、店舗によっては取扱商品の売上比率が僅かに変化すると産業移動が起こる可能性があるのではないかと。やはり、取扱商品の種類が少し変わっただけでも産業分類を変えるべきなのかどうか、という根本的な問題をしっかり考える必要がある。

○ 資料3-3のN0.65の「ワンプライスショップ」及び「100円ショップ」について、昭和29年の産業分類（第3回改定版）には「均一価格店」いわゆる「ワンプライスショップ」という分類項目があったが、昭和32年に無くなっている。業態としては昔からあり、かつて分類として立っていたということなので政策論的にも復活させてもいいのではないかと思った。

← 御指摘のとおり、昭和24年の産業分類では「百貨店」の項目の下に立っていた。戦前、ある百貨店が関西方面に展開していた「均一価格店」業が念頭に置かれて設定されたものと思われる。その後、業態の変化やインフレにより「均一価格店」は減少していったことから、JSICから削除されたものと想像される。ただし、現在の「100円均一ショップ」等とは起源が違うので、両者を分けて考えるべきであること、また、「均一価格店」は同一価格帯という販売戦略の下に業態を展開しており、取り扱う商品の幅も広いことから、分類の設定や定義が難しいので分類の新規立項は見送った。

○ 「100円均一ショップ」などの低価格店が出店すると文房具店やその他の雑貨店等が淘汰されるケ

ースが多く、産業競争の推移を比較するために立項しても良いのではないかと考える。「業態」とはまた違うものとも考えるので、過去に設定されていた経緯も含めてもう少し検討した方が良いのではないか。

- 「5811 食料品スーパー」を新規立項することについて、「セルフサービス方式」をメルクマールにすることは、「セルフサービス方式」の定義がはっきりしないので見直した方が良い。駅の売店の販売方法も「セルフサービス」と思われるし、「セルフサービス方式で」という定義に基づいて「各種食品を主として」の部分もコンビニの定義と重なる部分が結構ある。さらに、何をセルフサービスというのかも曖昧で、結局、「5811 食料品スーパー」を新規立項することによって「5811 食料品スーパー」以外のものとして「5812 その他の食料品小売業」（新設）に入るものがかなり少なくなるのではないか。
- 関連して「582 野菜・果実小売業」、「583 食肉小売業」について、野菜と果実、食肉と卵・鳥肉とを分けることに意味があるのか。細分類として立項してこれを維持するほど事業所数があるのか。「5811 食料品スーパー」を新設した場合、それ以外の細分類がかなり小さくなることが考えられるので、中分類「58 飲食料品小売業」の全体を見直しすることもどこかで検討する必要があるのではないか。
  - ← 平成28年経済センサス-活動調査によればそれなりの規模感があるという実感を持っている。果実店も実際に存在する。また、改定作業中ではあるが、ISICの分類も現行JSICと同様に食料品を専門に扱うスーパーを分類項目として立てている。
- 専門店による食料品小売業を産業として立てることに異論はない。発言の趣旨は、その中身を野菜と果実に、食肉を卵・鳥肉とそれ以外にとまで細かく分けるべきなのかどうかということである。ISICにおいても、卵、果物、野菜等はすべて「4721 専門店による食料品小売業」に一つにまとめられていて、その中をさらに細かく分けるところまではISICには規定されていない。野菜と果実を分け、また、卵・鳥肉とそれ以外の食肉に分けるほど、取り扱う商品を特化できるような業態の小売店がどれだけ存在しているのか、それらの細分類をそのまま維持していけるのか、政策的にこれらの細分類を維持すべきなのかという点に疑問がある。
- サイズ感がこのままで本当にいいのかという不安は確かにあると思う。
- 同感である。平成28年経済センサス-活動調査の細分類レベルの実数を見ると、「5822 果実小売業」及び「5832 卵・鳥肉小売業」の売上額はかなり小さい。このように細かな分類を設定しているのは、鶏肉や果実がどれくらい売れているかを産業分類でしか把握できなかったからではないか。しかし、生産物分類を設定したことにより野菜・果実・卵などが全て品目別に把握できるようになったので、JSICで野菜と果実を統合しても問題ないと思う。生産物分類で把握できることは生産物分類に任せて、JSICは「何を把握すべきか」を一度検討すべきではないか。百貨店やコンビニなどの業態での分類も必要であれば検討すれば良いと思うが、まずはJSICにおける業態の取扱いをどうするかをはっきりさせる必要がある。理想的な分類体系のあり方がイメージできない。
- 大分類「I-卸売業、小売業」については、もう少し整理をした方が良いと考える。「食料品スーパー」については、意見も多く出されたし、定義の明確化などが十分に整理されていない。また、十分に検討する情報が不足していると思う。持ち帰って、もう少しデータを揃えて再検討する必要があると考える。
  - ← 業態論としても検討するという事なので、事務局等と相談しながら引き続き検討することとし

たい。

#### (4) 議題4 「大分類O-教育, 学習支援業」について

「大分類O-教育, 学習支援業」を担当する文部科学省から資料4-1~4-3に基づく改定案の説明後に質疑応答が行われた。改定案は概ね了承されたが、改定案にない「8244 そろばん教授業」等の事項については、産業規模や政策的意義の観点からの情報を整理の上、次回以降に提出することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 改定案については了解した。「8244 そろばん教授業」の規模感を教えてほしい。「そろばん教授業」は、最近では町中でもあまり見かけないが、これを残したままで良いのか、産業分類として残すのに足りる産業規模があるのかを知りたい。  
← 今、手元にデータに係る情報がないので確認して回答したい。
- 参考として、手元の平成28年経済センサス-活動調査結果における売り上げのデータをみると、「8244 そろばん教授業」が158億円、「8243 生花・茶道教授業」が82億円となっており、「そろばん教授業」の方が「生花・茶道教授業」よりは多いが、いずれにしても規模としては小さい。
- 規模感を含めた分類設定に関する他の項目の情報を確認していただいて、規模が適切なのかなどを検討して次回以降に情報提供してほしい。
- 「8243 生花・茶道教授業」や「8244 そろばん教授業」など非常に細かな分類項目は政策的な要請も踏まえて設定された経緯がある。一方で、産業分類は社会経済の変化に対応し、現代に合わせた見直しを行うことも重要なので、どこかのタイミングで検討する必要がある。その場合には、設定された経緯を理解した上で統廃合を検討することが必要だと考える。いつの間にか無くなっていたことのないようにする必要がある。
- 産業規模の観点と政策的意義の観点という2つの観点を踏まえた分類項目の要否の検討を行う必要があるので、文部科学省は情報を整理して資料として提出してほしい。

#### (5) 議題5 「大分類P-医療, 福祉」について

「大分類P-医療, 福祉」を担当する厚生労働省から資料5-1~5-3に基づく改定案の説明後に質疑応答が行われた。改定案のうち法改正に伴うものは了承されたが、「835 施術業」に関する改定案については情報を分析して、次回以降に再度検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 今回、「8359 その他の療術業」の「その他」を無くして「8352 療術業」に改定するという案であるが、「その他」を無くして本当に大丈夫なのか。小分類の「835」は「施術業」であるのに、細分類「8352」では小分類とは異なる「療術業」との提案である。代わりに、例えば「8359 その他の施術業」との案では如何か。その方が他の分類との整合性も取れるのではないか。また、内容としては異論はないが、「8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」の項目名が長過ぎ、ユーザーとしては利用し難いと感じている。極端に長い産業分類名は避けていただきたいのだが、名称を短くすることの検討は難しいことなのか。  
← 分類名称については、内部で検討したい。  
また、「その他の療術業」の「その他」を取って「療術業」として問題ないのかという御指摘についても、確認をした上で回答させていただきたい。
- 「8352 療術業」(新設)については、「その他の施術業」の方が分かりやすいのではないかという意見であるが、提案された「施術業」が果たして一般に受け入れられるのかどうか疑問である。この案で受け入れられるのであれば構わないが、これが一般的に使われているのだということをエビ

デンスを以て説明してほしい。また、長い項目名を短くすることについても是非検討してほしい。

- 「8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所」の○例示に「あん摩業」、「マッサージ業」、「指圧業」とある。「あん摩業」と「指圧業」については理解できるが、「マッサージ業」が何を指すのかが分からない。分類項目名では「あん摩マッサージ指圧師」となっているのに、内容例示が3つの業に分かれている理由は何か。

← 原課とも確認させていただきたい。

- 厚生労働省は、「835 療術業」に関する改定案に対して提示された二人の委員からの意見や質問について、事務局とも相談して対応してほしい。

#### (6) 議題6 「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」について

「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」を担当する総務省統計局及び厚生労働省から資料6－1～6－3に基づく説明後に質疑応答が行われた。改定案は概ね了承されたが、改定案のうち「9295 ペストコントロール業」（新設）の内容例示に「電話機消毒業」を記載することの可否のほか、「9341 政治団体」の説明部分のあり方について検討の上、次回以降に報告することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- NAICSにおける「ペストコントロールサービス」は、「Exterminating and Pest Control Services」となっていて、「Exterminating（駆除）」と「Pest Control Services（ペストコントロールサービス）」とが分けて書かれているが、それには何か意味があるのではないか。ペストコントロールの中に駆除が含まれているのか、ペストコントロールには駆除の意味はないということか。

← 「Exterminating and Pest Control Services」は、同じこと、重複した内容を表しており、「ペストコントロールサービス」の中に「駆除」と「ペストコントロール」の二つの概念が含まれていると理解している。また、「ペストコントロール」という言葉は、米国環境保護庁の業務資料においても「ペストコントロール」という言葉が多用されており、国際的、一般的であるのではないかと理解している。

- 害虫駆除と消毒衛生管理の二つを合わせて「ペストコントロール業」にするとの説明を聞いたが、害虫駆除と消毒衛生管理において行うことは同じ内容なのか否か、また、同じ事業者により行われているのか、あるいは全く別の事業者により行われているのか。

また、他の分類との関係を見ると、例えば「013 農作物害虫駆除業」があり、その小分類はそのまま残るのに、同じ害虫駆除でも別のものを立て、さらに、「8493 消毒業」は廃止をするとの説明である。元々「8493 消毒業」があるのに、なぜそれを廃止して他の分類項目に統合するのかの狙いがよく分からない。「ペストコントロール業」は明確に他の部門とは違う活動であり、その活動を行っている事業者は多く、そしてそれらは少しの売上げの増減により他の部門に移動することはないという前提であれば、新規立項も理解できるので、そこを説明してほしい。

- 「ペストコントロール業」について、生産物分類の場合には、ビルと住宅では産出先が違っているので、ビルの害虫駆除、住宅における害虫駆除、農業の害虫駆除を分けておけば生産物分類のコンセプトからは意義あることだと思う。そこで生産物分類における検討ではどうだったかを確認したい。もし検討されていないのであれば、生産物分類で再度検討する必要があるのではないかと思う。

← 害虫駆除と衛生管理の違いについて、それらの業務を行っている業者の観点からみると、二つの

業務は同じ事業者が行っている。また、農業の防除の場合には、農薬を使った駆除となり専門性が異なるので、ビルや住宅における駆除等とは違うのではないかと考えている。さらに、「消毒業」の産業分類の母数としての規模は小さくなっていて、量的基準の観点からは基準を大きく下回っているが、「ペストコントロール業」については基準を大きく上回っている。

- ← サービス分野の生産物分類においては「建物衛生管理サービス」及び「その他の建物維持管理サービス」という二つのサービスが設定されているが、「ペストコントロール業」の項目は設定されていない。JSICの議論によっては、今回の改定結果を踏まえて必要に応じて生産物分類の見直しを検討することも考えられる。
- ← 農業における防除については、手元に情報が無いので即答はできない。
- 農業における防除の情報については、確認できれば提供してほしい。
- 今回の「849 その他の保健衛生」の改定案について、「8493 消毒業」を廃止して新たに「9295 ペストコントロール業」を立項し、現行の「8493 消毒業」における内容例示の「物品消毒業」と「電話機消毒業」のうち、「物品消毒業」は新設される「9295 ペストコントロール業」の内容例示に移項させ、「電話機消毒業」については「8499 他に分類されない保健衛生」に残すということと理解したが、「電話機消毒業」を「9295 ペストコントロール業」(新設)に移項しない理由は何か。また、「電話機消毒業」は、「物品消毒業」と同じではないのか。一緒にした方がすっきりするのではないのか。
- ← ペストコントロール業界のヒアリングの段階で、「電話機消毒業」は事業所数も少なく、産業として認識していなかったが、「ペストコントロール業」に含めるべきという御指摘はそのとおりなので事務局と相談したい。
- 「9341 政治団体」については、○例示として全ての政党名を記述することになっている。選挙の度に政党名が変更される可能性があると思うが、全ての政党名を内容例示に記載しなければならないのか。固有名詞ではなく別の記載方法はないのか。
- 現行の内容例示には国政レベルの政党しか記載されていないので、地域的な結社や政党のようなものは含まれないと誤認されるおそれがあるのではないのか。定義の書き方をもう少し一般的かつ幅広く捉えられるような書き方をすれば、あまり問題ないのかなと思う。
- ← 事務局と相談させてほしい。
- 毎回の選挙毎に変わると煩雑になるし、もっと簡略化した書き方があるのではないかとも思う。定義及び記述の仕方などを検討して次回報告してほしい。

## (7) 議題7 その他

事務局から「ISICタスクチームの2022年作業計画について」及び「レッカー車業の検討状況について」の二点の報告が行われ、座長から引き続き情報収集を行うことなどが要請された。

次回の検討チームは、令和4年7月1日(金)10:00~12:00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要については、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)